

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	地域における医療及び介護の総合的な確保（第三条—第十一条）
第二回 地域における医療及び介護の総合的な確保（第十二条—第十四条）	地域における医療及び介護の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進（第十二条）
第三回 國民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進（第十五条）	国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進（第十五条）
第四回 特定民間施設の整備（第十六条—第二十三条）	特定民間施設の整備（第十六条—第二十三条）
第五回 社会保険診療報酬支払基金の業務（第二十四条—第三十四条）	社会保険診療報酬支払基金の業務（第二十四条—第三十四条）
第六回 国民健康保険団体連合会の結婚情報提供業務（第三十五条—第三十七条）	国民健康保険団体連合会の結婚情報提供業務（第三十五条—第三十七条）
第七回 雜則（第三十八条・第三十九条）	雑則（第三十八条・第三十九条）
第八回 罰則（第四十条—第四十三条）	罰則（第四十条—第四十三条）
附則	附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

第三条 この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）に基づく福祉サービスをいう。

第四条 この法律において「公的介護施設等」とは、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設その他これに類する施設又は設備のうち厚生労働省令で定めるもの（次項に規定する特定民間施設を除く。）をいう。

第五条 この法律において「特定民間施設」とは、介護給付等対象サービス等との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

第六条 住民の老後ににおける疾病予防のため有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する施設その他の施設を除く。）を行なう身体の運動をいう。を行なえるとともに、老人に対する生理機能の維持又は回復のために行なう身体の運動をいう。を行なえるとともに、老人に対する機能訓練を行う施設であつて、診療所が附置されていることその他の政令で定める要件に適合するもの

第七条 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センターを除く。）

第八条 身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるもののために必要な施設

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

(総合確保方針)

第三条 厚生労働大臣は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならない。

第四条 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

三 第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第二百五号第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関する必要な事項

第七条 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長（特別区の区長を含む。次条第四項及び第十条において同じ。）、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という。）、医療機関、同法第二百五十五条の三第二項に規定する介護サービス事業者（次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という。）、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第八条 厚生労働大臣は、総合確保方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第九条 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を作成することができる。

第十条 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療介護総合確保区域（地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域をいう。以下同じ。）ごとの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

一 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

二 该地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。の運営の支援に関する事業

三 该地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。次条第二項第一号イにおいて同じ。）における

条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第二百十一条の二第二項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和六十一一年の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項において同じ。）を提供した上で、保健医療等情報を正確に連絡するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

2 支払基金又は連合会は、前項の規定による求めがあつたときは、連結情報照会者に対し、健康保険法第二百五条の四第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、船員保険法第二百五十三条の十第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、国民健康保険法第二百三十三条の三第一項、地方公務員等共済組立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第三十六条第三項、地方公務員等共済組合法第五十七条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項に規定する電子資格確認をいう。）の事務に係る医療保険被保険者番号等を利用し、前項の厚生労働省令で定める情報を提供することができる。

3 前項の規定により情報の提供を受ける連結情報照会者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を支払基金又は連合会に納めなければならない。

第三章の一 再編計画の認定

（再編計画の認定等）

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- 2 医療機関の再編の事業の内容
- 3 医療機関の再編の事業の実施時期
- 4 その他厚生労働省令で定める事項

（認定の基準）

第十二条の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるとときは、再編計画の認定をするものとする。

- 1 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するためには適切なものであること。
- 2 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（関係都道府県の意見の聴取）

第十二条の四 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならぬ。

（認定の通知）

第十二条の五 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

（再編計画の変更）

第十二条の六 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第十二条の二第三項及び前三条の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第十二条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画（前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行つて医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。

（認定の取消し）

第十二条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十二条の三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。

2 第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

（指導及び助言）

第十二条の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従つて行われる医療機関の再編の事業の実施に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

第十三条 厚生労働大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 特定民間施設の整備に関する基本的な事項
- 2 特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 3 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 4 特定民間施設の施設及び設備に関する事項

（基本方針）

第十三条 厚生労働大臣は、特定民間施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 特定民間施設の運営に関する事項
- 2 特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 3 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 4 特定民間施設の施設及び設備に関する事項

（整備計画の認定等）

第十四条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画（以下「整備計画」という。）を作

成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができ
る。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定民間施設の位置
- 二 特定民間施設の概要、規模及び配置
- 三 特定民間施設が立地する市町村又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用するものが想定されるもの（以下「対象地域」という。）の区域
- 四 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 五 特定民間施設の運営に関する事項
- 六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
- 七 介護給付等対象サービス等との連携に関する事項
- 八 特定民間施設の整備の事業の実施時期
- 九 特定民間施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 十 その他厚生労働省令で定める事項
- 十一 第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る特定民間施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。（認定の基準）
- 十二 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 第十五条 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 一 前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項が基本方針に照らし当該特定民間施設の整備の目的を達成し、当該特定民間施設の機能を發揮させるため適切なものであること。
- 二 前条第二項第四号、第八号及び第九号に掲げる事項が当該特定民間施設の整備の事業を確實に遂行するため適切なものであること。（関係都道府県等の意見の聴取）
- 第十六条 厚生労働大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が指定都市の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聽かなければならぬ。
- 二 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の意見を聽かなければならない。（認定の通知）
- 第十七条 厚生労働大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。
- 二 前項の通知を受けた都道府県は、速やかに、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。（整備計画の変更）
- 第十八条 計画の認定を受けた者（その者の設立に係る第十四条第一項の法人を含む。）は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならぬ。
- 二 第十四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。（報告の微収）
- 第十九条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。（改善命令）
- 第二十条 厚生労働大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第二十一条 厚生労働大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生労働大臣の处分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第十七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

（指導及び助言）

第二十二条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）

第二十三条 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（公益社団法人又は公益財團法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条规定第五項及び社会福祉法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

- 2 前項の規定による届出に係る軽費老人ホームを設置し、経営する者に關しては、同項の規定による届出を社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出とみなして、同法第六十三条第一項、第六十四条、第七十一条及び第七十二条第一項及び第二項の規定を適用する。
- 2 第五章 社会保険診療報酬支払基金の業務

（支払基金の業務）

第二十四条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十一条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）が行う電子資格確認（同法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務
- 二 第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

- 2 第二十五条 支払基金は、前条の規定により行う同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）並びに同条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「支払基金連絡情報提供業務」という。）に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。（区分経理）

（予算等の認可）

- 2 第二十六条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務及び支払基金連絡情報提供業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、それぞれ特別の会計を設けて行わなければならぬ。

（財務諸表等）

- 2 第二十七条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務及び支払基金連絡情報提供業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 第二十八条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務及び支払基金連絡情報提供業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を

作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(業務の委託)

第二十九条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関等情報化補助業務の一部を連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第三十条 支払基金は、次の方方法によるほか、支払基金連結情報提供業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に關する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(報告の徵収等)

第三十一条 厚生労働大臣は、支払基金又は第二十九条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情報化補助業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査する。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 厚生労働大臣は、支払基金について、支払基金連結情報提供業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

3 前二項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第三十二条 医療機関等情報化補助業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(医療情報化支援基金)

第三十三条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、第五項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 医療情報化支援基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

3 支払基金は、次の方方法によるほか、医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

2 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

3 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約があるもの

4 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができる。

6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

第三十四条 この法律に定めるものほか、医療機関等情報化補助業務及び支払基金連結情報提供業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 国民健康保険団体連合会の連結情報提供業務

(連合会の業務)

第三十五条 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務及びこれに附帶する業務を行ふ。

(区分経理)

第三十六条 連合会は、前条の規定により行う業務(次条第一項及び第四十条において「連合会連結情報提供業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(報告の徵収等)

第三十七条 厚生労働大臣は、連合会について、連合会連結情報提供業務に關し必要があると認めるとときは、その業務又は財産の状況に關する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第三十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(第七章 雜則)

(権限の委任)

第三十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(政府の補助)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、支払基金又は連合会に対し、第十二条第二項の規定による情報の提供に要する費用の一部を補助することができる。

(第八章 罰則)

第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連結情報提供業務又は連合会連結情報提供業務に關して知り得た秘密を漏洩したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十一一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと忌避したとき。

二 支払基金の役員又は職員が、第三十一一条第二項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 連合会の役員又は職員が、第三十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条 第十二条の七又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二项 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

第四十三条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 第五章の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、そ

の認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第三十条第一項の規定に違反して支払基金連結情報提供業務に係る業務上の余裕金を運用したとき又は第三十三条第三項の規定に違反して医療情報化支援基金に係る余裕金を運用したと

附 則 拷

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に第四条第二項第一号に掲げる事項を定めるに当たつては、医療法第百五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとする。

(支払基金の業務の特例)

第一条の三 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び第二十四条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、当分の間、次に掲げる業務を行

う。
一 医療機関等が行う電子資格確認の実施に必要な物品その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化的促進に要する物品を調達し、及び提供する業務（医療機関等の申出に応じて当該物品を調達し、及び提供する業務を含む。）

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十五条第一項中「（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）並びに」とあるのは、「並びに附則第一条の三第一項の規定により行う同項各号に掲げる業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）並びに前条の規定により行う」とする。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八号) 拷

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年一月一七日法律第一四号) 拷

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 拷

(施行期日) 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年六月七日法律第一一一号) 拷

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 拷

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 拷

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第五十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定（公布の日（罰則に関する経過措置）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるものほか、この法律の施行に係る必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二〇号) 拷

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前に作成された第七条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「旧介護施設整備法」という。）第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる施設に係る施設を設置する者又は施設において地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第一項に規定する介護給付等対象サービス等を提供している者については、旧介護施設整備法第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「施設生活環境改善計画」とあるのは、一国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第七条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画」と、「第六条第二項第二号」とあるのは、「同条第二項第二号」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

それ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、それ

第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十二条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二・三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第六十

三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十

六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十

五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条ま

で、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六

条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置) この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。) の

規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに

この法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法

律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(处分、手続等に関する経過措置) 第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この

条において同じ。) の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの

法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれ

ぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

一 第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第

四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定 (第二十八条の十二第一項若し

くは) を削る部分に限る。) に限る。) 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、

第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条 (東日本大震災に対処するための改

正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。) 及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

この法律 (附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定) の施行前にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する

経過措置を含む。) は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律 (附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する

経過措置を含む。) は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条

並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第六十七条、第

七十二条及び第七十二条の規定 公布の日

二 第十三条の規定 (医療法第三十条の三第一項の改正規定 (厚生労働大臣) の下に「地域

における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号) 第三条

第一項に規定する総合確保方針に即して) を加える部分に限る。) を除く。) 並びに第二十条及

び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四

十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日

三 第二条の規定、第四条の規定 (第五号に掲げる改正規定を除く。) 第五条のうち、介護保険

法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第

五項、第三十二条第四項、第四十二条の一、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条

第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第

六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第一項、第七十八条の

二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条

の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条

の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第

百五十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七

条、第一百十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規

定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百三十六条第一項、第一百二十七

条及び第一百五十三条並びに第一百七十九条から第二百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に条を加える改正規定、同法第二百二十二条第一項、第二百三十三条及び第二百五十五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定を除く。）、第十九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第七十条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二项」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

略

第三条 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第四条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下この条において「旧整備法」という。）第五条第一項の規定により提出された旧整備法第四条第一項に規定する市町村整備計画に基づく事業等については、旧整備法第五条及び第六条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の日前に旧整備法第四条第一項に規定する市町村整備計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる事業により整備される施設については、旧整備法第七条及び第八条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

第四条 医療機関の施設及び設備の整備に関する事業で、第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法（以下「第二号新医療法」という。）第三十条の第四項第七号に規定する地域医療構想が同条第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画において定められるまでの間に、第一条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下この条において「新医療介護総合確保法」という。）第三条第一項に規定する総合確保方針に基づき、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、新医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画において定めるものについては、当該事業を新医療介護総合確保法第六条に規定する都道府県事業とみなして、新医療介護総合確保法の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 「この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月二二日法律第九号）抄
（施行期日）

号に定める日から施行する。

三二二 第十一条の規定 平成三十一年十月一日 略
第二条の規定（第一号に掲げる文部省規定を除く。） 第五条の規定（次号文部省第六号に掲げる

附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の

改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第九条の規定(地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。)並びに前号に掲げる改正規定を除く。)

五・六
く
（金村）
略 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以

下この条において「改正後の各法律」という。の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいいう。この普及その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、三ヶ月以内に該カードを交付する。

改正後の各法律の規定について、傍註を加え、その結果に基いて必要な措置を講ずるものとす
（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
（令和二年六月一二日法律第二号）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

おその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一條（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

(検討)

第二条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(令和三年五月一八日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第一百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十一条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定（公布の日）

二 第十三条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第二十五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定（令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日）

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第二十三条の規定（令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日）

四 第一条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定並びに附則第二十六条の規定（令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日）

(検討)
(罰則に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)
第十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(調整規定)

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第十三条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」とあるのは、「附則第一条の二第一項」と、「附則第一

条の三第一項各号」とあるのは、「附則第一条の三第一項」とし、前条の規定（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定に限る。）は、適用しない。